

軽減税率・益税・インボイス

中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員 森信茂樹

1. 導入の決まった軽減税率

安倍政権は、消費税率が10%に引き上げられる17年4月から、生鮮食品と加工食品を含む食料品（酒類、外食を除く）について、8%の軽減税率にすることを決めた。これに伴う減収額は、1兆円と試算されており、その財源の確保次第では、「2020年プライマリーバランスの黒字化」という政権の国際公約に大きな影響の出てくる決定である。

そもそも軽減税率には、以下のような問題が指摘されてきた。

第1に、所得再分配政策の問題である。軽減税率は、高所得者に恩恵が多く低所得者対策ではない。とりわけ、軽減税率の財源として、低所得者対策である総合合算制度の取りやめが予定されており、低所得者から高所得者への「政策の逆流」となり、税・社会保障一体改革の理念に反することになる。

第2に、軽減税率の実施に伴うコストの増加である。消費税は所得税と比べてコストの少ない効率的な税であるが、軽減税率により区分経理が必要となり、事業者・消費者・国（税務当局）のコストが増加する。おそらくイートインとテイクアウトの区分など、欧州諸国でも悩みの種となっている問題がそのままわが国に持ち込まれることになる。

とりわけ複数経理になることで事務手間が飛躍的に増大するが、その事務手間の軽減には、欧州型インボイスの導入が不可欠である。これについて2021年からとはいって、今回導入が決定されたことは大いに評価できる。

最後に、軽減税率は、利権型政治の復活をもたら

すという問題がある。軽減税率導入に向けて、あらゆる業界が毎年税制改正要望を行うことになるだろう。今回最終段階で新聞が対象となったのはその象徴だ。欧州諸国では、政党の選挙マニフェストに軽減税率の拡大がうたわれるという例まである。

このような問題があるにもかかわらず、今回十分な議論がなされないまま「公明党との選挙協力」を優先して決定がなされた。安倍一強政治の現実といえよう。

決定した以上それに従わざるを得ない。そのための課題を整理してみた。

2. 膨れ上がる「益税」の防止

今回、「益税」の議論が幅広く行われた。一般的に「益税」というのは、「消費者から預かった税金が税務署に納められず事業者の手元に残ること」である。具体的には、「免税業者がものやサービスを販売する際、税抜価格が1000円の場合、別途消費税と称して80円を上乗せして、消費者に1080円を請求すること」と受けとめられている。

では80円が「益税」か、というとそうではない。免税業者といえども、仕入れや電気・ガスなどについて消費税を負担している。自らのマージンを確保するには、これら直接・間接コストにかかる消費税額は、消費者に転嫁する必要がある。税抜きコストが800円とすれば、それにかかる消費税額64円は、顧客に転嫁すべきものとなる。つまり免税事業者の「益税」は、80円ではなく、そこから仕入れにかかる消費税分64円を差し引いた16円ということになる。

しかしながらデフレ経済に悩まされ激しい価格競

争が続くわが国で、免税事業者とはいえ、このような過剰転嫁ができる状況にはないと考えられ、このような「益税」が多くあるとは思えない。

それより問題となる「益税」は、以下の2つの制度に存在する。

第1は、簡易課税制度である。課税売上高5千万円以下の事業者は、「みなし仕入率」を使って消費税額計算をすることが認められている。相当数の事業者は、本則で消費税納税額を計算し、「みなし仕入率」を使った場合と比較し、有利な方で納税している。これに伴う「益税」は、1500億円といわれている。

次に、より大きな問題は、「売上1000万円以下の免税事業者からの仕入れに対しても税額控除ができる」という制度である。免税事業者は自らのマージンについて消費税負担を免れているにもかかわらず、買った方はその分税額控除できるのである。つまり、免税事業者のマージン額に消費税率を乗じた分が、「益税」ということになる。これは、免税事業者・買手双方に帰属しているといえよう。この部分の金額は、筆者の試算では4000億円に及ぶ。今回の軽減税率の導入に伴い、「事務コスト負担軽減」という名目の下で、様々な安易な制度の導入が検討されているが、消費税率が10%に上がると「益税」はますます拡大していく。

3. 消費税信頼確保のための欧州型インボイスの導入

このような「益税」を防止する解決策が、欧州型インボイスの導入である。

インボイスについては、2014年5月号の本欄に書いたが、要点を説明すれば以下のとおりである。

インボイスというのは、品目別に消費税額が別記され、その真正性をチェックするために事業者番号が記されている請求書等のことである。次のような役割がある。

第1に、軽減税率導入に伴う区分経理の事務手間を軽減する。インボイス制度の下では、売上げ

にかかる消費税額をインボイスに基づき合計し、仕入れについても同様に消費税額を合計する。そして前者から後者を差し引いて納税額を計算すればよい。現在は、売上・仕入にそれぞれ108分の8を乗じて消費税額を出し、前者から後者を差し引いて計算しているが、複数税率の下ではそれよりもはるかに簡便になる

第2に、インボイスは、事業者間取引の価格転嫁をより容易にするというメリットがある。インボイス制度の下では、事業者間価格は税抜き交渉され、消費税額は、インボイスにより買手から売手に支払われるが、買手は同額を仕入れ税額控除できるので、消費税分を相手側に転嫁しやすいのである。つまりインボイスは、消費税を間接税にする(消費者に負担を求める)ための仕組みということができる。

第3に、免税事業者はインボイスを発給できないので、上述の「益税」がなくなる。この点、インボイスが発給できなければ免税事業者は取引から排除される、という懸念があるが、欧州では多くの免税事業者が課税選択をして対応している。インボイスがあるので、課税事業者となつても事務手間がそれほどかからないのである。

インボイスには事業者番号の記載が必要となるが、法人事業者については、15年1月から導入された法人番号が活用されるだろう。問題は個人事業者である。個人事業者の番号にマイナンバーを使うことは、個人情報保護の観点から無理である。そこで、新たに税務署が事業者番号を付番する必要があるが、これには相当時間がかかることとなる。

消費税軽減税率は、生産から流通全般にわたり影響を及ぼし、最終的にはわれわれ消費者にも影響の及ぶ制度である。消費税制度の信頼を貶めないような制度作りを今後とも心がけるべきだ。

最後に一言。軽減税率の執行は、輸入品については税関が行うことになる。税関職員や通関業者の品目に対する知識の活用が、これまで以上に重要となる。